

9-6 連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	12 場
基 数	12 基

調査時点：平成15年3月31日

9-7 酒母及びもろみの製造場数

(単位 場)

種 類	製 造 場 数	左 の うち 休 造 場 数
酒 母	38	7
も ろ み	42	12

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：1 **酒母**とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの及び③これらにこうじを混和したものをいう。
2 **もろみ**とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

9-8 みなし製造場数

(単位 場)

	びん詰のためのもの		③ 販 売 の 便 宜 の た め の も の	④ 輸 出 の た め の も の	その他のもの 〔①から④までに 該当しないもの〕		計	う ち 実 蔵 置 場 数
	① 自 己 の 製 造 し た 酒 類 の び ん 詰	② 共 同 の び ん 詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け ない も の		
清 酒	9	6	—	22	23	—	60	48
合 成 清 酒	—	1	—	7	3	—	11	1
しょうちゅう	甲 類	1	—	15	3	—	19	1
	乙 類	2	3	—	18	11	34	2
み り ん	2	1	—	9	6	—	18	2
ビ ー ル	—	—	—	20	4	—	24	9
果 実 酒	—	2	—	24	9	—	35	1
ウ イ ス キ ー 類	—	—	—	26	6	—	32	3
ス ピ リ ッ ツ 類	—	—	—	21	7	—	28	2
リ キ ュ ー ル 類	3	3	—	21	11	—	38	1
雑 酒	—	—	—	17	9	—	26	—
計	16	17	—	200	92	—	325	70
う ち 実 蔵 置 場 数	9	6	—	24	31	—	70	—

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数を平成15年3月31日現在で示したものである。